

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウジエスーパー十文字店

登米市中田町宝江黒沼字十文字218-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ウジエ物流 代表取締役 氏家 直人

登米市迫町佐沼字中江1-7-1

3 市町村の意見

(1) 交通処理計画及び安全対策について、現状の道路環境等をふまえ最良の計画と判断するが、通学路にもなっており、下校時の来店者誘導及び安全対策に万全を期されたい。

(2) 周辺環境に対する配慮について、出店計画されている地域は、周囲を国道及び私道交差点に囲まれており、車の出入りに伴う騒音・悪臭等、出店後の生活環境保持などについて、周辺住民等と必要な協議及び意見交換できるよう配慮されたい。

(3) 防犯対策について、所轄の警察署や近隣の交番に定期的な巡回要請を図るとありますが、出店計画されている地域は、小中学校・高等学校に近く、学童・生徒が集まりやすいという点から、店舗外の防犯カメラの設置についても考慮されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

6 縦覧期間

平成18年4月14日から平成18年5月15日まで（ただし、閉庁日を除く。）